

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	1 障害者手帳に関する事務 2 障害者の補装具給付に関する事務 3 障害者の日常生活用具給付に関する事務 4 自立支援医療に関する事務 5 障害児福祉手当等の支給に関する事務 6 障害者福祉サービス等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石巻市長

公表日

平成29年7月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	1 障害者手帳に関する事務 2 障害者の補装具給付に関する事務 3 障害者の日常生活用具給付に関する事務 4 自立支援医療に関する事務 5 障害児福祉手当等の支給に関する事務 6 障害者福祉サービス等に関する事務
②事務の概要	<p>1 障害者手帳に関する事務 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村においては、住民からの手帳交付依頼を受け、都道府県へ進達を行い、進達結果及び障害者手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申請書や届出書の確認②進達事務③手帳情報確認④認定に必要な各種情報の照会⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会</p> <p>2 障害者の補装具給付に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、補装具給付に関する事務を行う。</p> <p>3 障害者の日常生活用具給付に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき地域生活支援事業(日常生活用具給付)に関する事務を行う。</p> <p>4 自立支援医療に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害自立支援医療に関する事務を行う。</p> <p>5 障害児福祉手当等の支給に関する事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に基づく、経過的福祉手当に関する事務を行う。</p> <p>6 障害者福祉サービス等に関する事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害福祉サービスに関する事務を行う。 また、児童福祉法に基づき、障害児通所サービスに関する事務を行う。</p>
③システムの名称	障害者福祉ユニット
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1 障害者手帳に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第11、14項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>2 障害者の補装具給付に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>3 障害者の日常生活用具給付に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>4 自立支援医療に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>5 障害児福祉手当等の支給に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第47項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>6 障害者福祉サービス等に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第8、12、34、84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

<p>②法令上の根拠</p>	<p>1 障害者手帳に関する事務 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>2 障害者の補装具給付に関する事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>3 障害者の日常生活用具給付に関する事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>4 自立支援医療に関する事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>5 障害児福祉手当等の支給に関する事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>6 障害者福祉サービス等に関する事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の11、16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の10、108、109、110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>	
	<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
	<p>①部署</p>	<p>福祉部障害福祉課</p>
	<p>②所属長</p>	<p>障害福祉課長 遠藤 義博</p>
	<p>6. 他の評価実施機関</p>	
	<p>—</p>	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障害福祉課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

